

札幌市告示第2932号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年札幌市告示2210号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成26年（2014年）11月5日

札幌市長 上田 文雄



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市北区新川3条1丁目391番59の一部
- 2 特定有害物質
ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去